

## 鳥取県優良業務推薦及び表彰要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県が発注した測量等業務のうち、成果品の品質が特に優れており、他の模範となる優良業務を履行した土木関係建設コンサルタント、測量業者、地質調査業者、建築関係建設コンサルタント（以下「業者」という。）を表彰することにより、業者の技術力向上を図り、もって成果品のより一層の品質向上に資することを目的とする。

### (審査対象業務)

第2条 次の各号に掲げる全ての条件を具備する測量等業務（以下「審査対象業務」という。）を審査の対象とする。

- (1) 鳥取県発注の業務であること。
- (2) 表彰の日に属する年度の前年度に鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）又は鳥取県建築設計等業務検査要綱（平成19年8月10日付第200700075905号総務部長通知）（以下「検査要綱」という。）に基づき完了検査を行い、その結果に基づく成績評定が行われ、鳥取県工事監理システムに登録されたものであること。
- (3) 予定価格が500万円以上のものであること。

### (表彰部門)

第3条 表彰部門は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土木関係建設コンサルタント部門
- (2) 測量・地質・補償関係コンサルタント部門（以下「測量等部門」という。）
- (3) 県外部門
- (4) 建築関係建設コンサルタント（建築設計）部門（営繕系発注工種）（以下「建築部門」という。）
- (5) 建築関係建設コンサルタント（設備設計）部門（営繕系発注工種）（以下「設備部門」という。）

### (表彰基準)

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、難易度、成果品の品質及び業者の遂行努力等から判断して、非常に優秀で他の模範になると認められるものに対して行う。

- (1) 難易度の高い業務又は設計条件が困難な業務を遂行したもの。
- (2) 新技術・新工法又は独自の提案等を積極的に行ったもの。
- (3) 地元住民との調整又は事業進捗の促進に貢献したもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に他の模範となる優れた取組を行い、表彰の対象としてふさわしいもの。

### (表彰候補の一次選定)

第5条 県土整備部長は、審査対象業務のうち、次の各号に該当するものを表彰候補として一次選定する。

- (1) 県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱を行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）が履行したものについては、次の表のとおりとする

発注部局	1次選定基準
県土整備部	同一の表彰部門における成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて業務件数が土木関係建設コンサルタント部門で40件程度、測量等部門で20件程度（以下「選定件数」という。）となる総合評定点以上のもののうち各業者の最高点のもの。

農林水産部	土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門における成績評定の各業者の最高点のもの。
総務部（営繕課）	建築部門、設備部門におけるそれぞれの成績評定の総合評定点が最も高いもの。ただし、最も高い総合評定点であっても79点未満の場合は、その部門から表彰候補を選定しない。
生活環境部、企業局、病院局、その他部局	土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門における成績評定の総合評定点が最も高いもの

※県内に本店を有する有資格者のみで構成される共同企業体により履行したものについては、単独による受注とは別に取り扱うこととする。また、準県内業者においては第6条第2項第3号の規定に該当しないものに限るものとする。

- (2) 県土整備部が発注した県外に本店を有する有資格者（準県内業者においては第6条第2項第3号の規定に該当するものを含む。以下同じ）及び県外に本店を有する有資格者との共同企業体が履行したものについては、土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門における成績評定の総合評定点が最も高いもの。
- (3) 審査対象とする年度に検査要綱等の成績評定にかかる規定に改定があった場合は、第1号においては検査要綱等の改定年度における適用期間（以下「適用期間」という。）ごとの審査対象件数の割合に応じて第1号で規定する選定件数を適用期間ごとに案分し、それぞれの適用期間における各業者の最高点のものを選定し、第2号においては、それぞれの適用期間ごとに選定を行う。
- (4) 前年度の当該表彰の日以降に関連する各種法令等による行政処分若しくは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県国土整備部長通知）の規定による資格停止措置（以下「資格停止等」という。）を受けた者又はその者を構成員とする共同企業体が履行したものでないこと。

#### （表彰候補の推薦方法）

第6条 県土整備部長は、本庁各部局、各総合事務所、各県土整備事務所、各農林事務所、企業局、病院局及び鳥取港湾事務所（以下「推薦機関」という。）に対して、表彰候補の推薦を依頼するものとする。

2 各推薦機関の長は、前条の規定により一次選定された審査対象業務の中から第4条の規定による表彰基準に該当するものを別表のとおり表彰候補として、知事に推薦を行うものとする。

この場合、次の各号のいずれかに該当する表彰候補は、推薦の対象外とする。

- (1) 鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）に規定する測量等業務成績評定表（以下「成績評定表」という。）の各細別のいずれかに「d」又は「e」の評定があるもの、又は鳥取県建築設計等業務成績評定要綱（平成27年3月4日付第201400177524号総務部長通知）（以下「建築評定要綱」という。）に規定する鳥取県建築設計等業務成績評定要綱の運用における採点表のいずれかの分野の評定点に65点未満があるもの。
- (2) 成績評定表の評価項目の「業務執行に係る過失に伴う減点」があるもの、又は建築設計等委託業務成績評定表に「業務履行中または完了時の生じた事由による減点」若しくは「業務完了後に生じた事由による減点」があるもの。
- (3) 前条第2号により一次選定された審査対象業務を除き、技術者状況調査報告により県に登録されていない技術者（発注業種の管理技術者、主任技術者、主任担当者及び照査技術者に限る）が履行したもの。
- (4) 各業務の共通仕様書の規定に基づく事故の報告があったもの（受注者の責めによらないものは除く）。

3 表彰候補の件数は、次のとおりとする。

- (1) 各推薦機関の長は別表1に示す部門別の推薦区域毎の推薦件数を表彰候補として知事に推薦することができる。
- (2) 前条第2号及び第4号の規定により一次選定された審査対象業務については、推薦機関ごとに両

表彰部門を通じて1件までとし、前号の規定に含めない。

- 4 同一業者の推薦は、推薦機関ごとに1件までとする。なお、共同企業体の構成員による受注は、単独による受注とは別に取り扱うこととする。
- 5 第2項の規定による推薦は、様式第1号及び様式第2号を作成し、表彰候補ごとに次の各号に掲げる書類を添付し、県土整備部長に提出することにより行うものとする。
- (1) (土木関係) 成績評定表及び測量等業務検査チェックリストの写し  
(建築・設備関係) 建築評定要綱第4条に規定する建築設計等委託業務成績評定表
- (2) 設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号土木部長通知）等に規定する管理技術者等及び照査技術者選任（変更）通知書等の写し

（被表彰予定者の決定）

第7条 県土整備部長は、前条第5項の規定により提出された書類により、同条第2項に規定する表彰基準の要件を満たしていることを確認の上、被表彰予定者を決定するものとする。ただし、同条第3項第2号の規定により推薦されたものについては、各表彰部門において1件程度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設置する優良建設工事・優良業務審査会が適当でないと認めるときは、表彰候補としないことができる。

（推薦及び表彰決定の取消）

第8条 第6条第2項の推薦の日から表彰の日までの間に被表彰予定者が関連する各種法令等による行政処分、刑事処分及び資格停止等を受けた場合は、推薦及び表彰決定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月19日から施行する。

別表

発注部局	部門	推薦機関	推薦件数
県土整備部	ア 土木関係建設コンサルタント部門	本庁各課、各県土整備事務所、各総合事務所（日野振興センターを除く。）、日野振興センター及び鳥取港湾事務所	原則2件 本庁及び鳥取港湾事務所はア、イ両方を通じて1件
	イ 測量等部門	※所管区域のものに限る	原則1件
	ウ 県外部門		1件
農林水産部	ア 土木関係建設コンサルタント部門	本庁各課、各農林事務所、各総合事務所（日野振興センターを除く。）及び日野振興センター	ア、イ両方を通じて1件
	イ 測量等部門	※所管区域のものに限る	
総務部（営繕課）	エ 建築部門	営繕課	エ、オそれぞれ1件
	オ 設備部門		
生活環境部、企業局、病院局、その他部局	ア 土木関係建設コンサルタント部門	各部局	ア、イ両方を通じて1件
	イ 測量等部門		

(様式第1号) (土木関係)

## 表彰候補推薦総括表

発注機関名	
所属課・担当者職氏名	

番号	発注業種名	業務名	受託者名	総合評定点	成績評定点 (表彰要領第6条関係)			表彰基準の該当要件 (表彰要領第4条関係)				摘要
					「d」又は 「e」評価 の有無	「業務執行に 係る過失に伴 う減点」の有無	県に登録さ れた技術者 の有無	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	

注1) 「発注業種名」の欄は、設計・地質・測量・補償の別で記入すること。

注2) 「表彰基準の該当要件」の欄は、該当するものに○印を記入すること。

(様式第1号) (建築・設備関係)

## 表彰候補推薦総括表

発注機関名	
所属課・担当者職氏名	

番号	発注業種名	業務名	受託者名	総合評定点	成績評定点 (表彰要領第6条関係)			表彰基準の該当要件 (表彰要領第4条関係)				摘要
					65点未満の評定の有無	「業務履行中、完了時、又は完了後に生じた自由による減点」の有無	県に登録された技術者の有無	第1号	第2号	第3号	第4号	

注1) 「発注業種名」の欄は、建築・設備の別で記入すること。

注2) 「表彰基準の該当要件」の欄は、該当するものに○印を記入すること。

(様式第2号)

表彰候補推薦・審査調書

国土整備部長 様

令和 年度に完了した測量等業務のうち、下記の優良業務を履行した受託者を表彰候補として推薦します。

令和 年 月 日

(発注機関の長)  
(公印省略)

発注業種				
業務名称				
業務場所				
受託者	会 社 名			
	代表者職氏名			
	管理技術者等氏名			
	照査技術者氏名			
履行期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日
委託料	円		業務成績	点
業務概要				
推薦理由	業務の難易度、成果品の品質、受注者の遂行努力等			

(注1) 添付資料 ① (土木関係) 成績評定表及び測量等業務検査チェックリストの写し  
(建築・設備関係) 建築評定要綱第4条に規定する建築設計等委託業務成績評定表  
②管理技術者選任(変更)通知書等の写し

(注2) 管理技術者等氏名の欄は、発注業種に係る管理技術者、主任技術者又は主任担当者の氏名を記入すること。

(注3) 照査技術者氏名の欄は、発注業種に係る照査技術者の氏名を記入すること。